

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和6年12月13日（金） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	井 戸 清 司 君
3 番	河 島 紀美恵 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	長 沢 正 君	6 番	杉 本 一 彦 君

○出席議員 9名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	虫 明 弘 雄 君	議 員	村 上 祥 平 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	竹 本 力 哉 君	〃	篠 原 峰 子 君
〃	大 川 勝 弘 君		

○オブザーバー 4名

議 員	犬 飼 このり 君	議 員	田久保 眞 紀 君
〃	重 岡 秀 子 君	〃	四 宮 和 彦 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長	富 岡 勝	係 長	福 王 雅 士
主 査	野 田 昌 伸	主 事	高 橋 綾

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会12月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 意見書の取扱いについて
 - (4) その他
- 3 その他
 - (1) 次期3月定例会の頭出しについて
 - (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、静岡県労働組合評議会議長〇〇〇氏から持参により提出された、意見書の提出を求める陳情の意見書案1件である。本案については、私、委員長において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

それでは、本意見書案の調整状況について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）資料1ページから3ページまでを参照願う。意見書の提出を求める陳情の意見書案について、現在までの調整状況を報告する。

静岡県労働組合評議会議長〇〇〇氏から陳情のあった、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、伊東未来及び政和会並びに会派に所属していない議員の3人からは賛同を得られているものの、正風クラブ、自由民主 伊東及び公明党並びに会派に所属していない議員の1人からは賛同が得られていない。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、本意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）会派で話し合った結果、賛同はできない。

○2番（井戸清司君）理想的には、このようになることがベストとは思いますが、地方と都市部の格差を埋めるに当たり、この方法でいいのかという部分と、やはり本市のように中小零細企業が多いと、この方策を取った場合、恐らく中小零細企業が本当に負担になると思うため、会派で話し合った結果、今回は反対となった。

○5番（長沢 正君）反対であるが、もちろん最低賃金を上げていくことについては賛成であり、それを行う上での中小零細企業の特別控除に関する措置は必要であると考えているものの、一律という部分はちょっと違うため反対をさせていただく。

○6番（杉本一彦君）石破総理が就任以来、2030年度をめどに全国一律に最低賃金を1,500円に上げていくと表明され、経団連も物価高に負けない賃上げを進めていくことを表明した。基本的に、労働に係る最低賃金を決めるに当たり、地域の格差があってはいけない上、大企業も中小企業もそのような部分で格差があってはいけないと思う。そのように考えると、今回の意見書案は、そんなに大きなことではなく本当に手前の、最低賃金を数百円上げる話であるから、やはり2030年度に全国一律で最低賃金を1,500円にすることを目指すのであれば、これくらいのことはやらなければならない。そのため賛成する。

○オブザーバー（四宮和彦君）意見書の採択に賛成する。

○オブザーバー（犬飼このり君）賛成である。やはり最低賃金の引上げは、中小企業には大打撃だと思うが、今回の意見書案は中小企業に対しての支援も含まれている。私もこれはずっと思っていたことであり、最低賃金が一番高いニュージーランドは2, 000円を超えている。やはり他の国と比べて日本の最低賃金が低いため、経済力が下がっている。さらに、非正規雇用の給与が人件費にはならず、経費になるため、企業は本当に苦しめられており、インボイスとかも含めてだんだんと潰れているのが現状と聞いている。そのため、しっかりと本市としても求めていかなければいけないことだと思う。地方は、家賃が低いものの、結局物価が高いとか、移動の際の交通費がかかるなどの理由で都会とはなんら変わらない支出となっている。そのような面でも、やはり地方もしっかりと最低賃金の基準を上げていくべきだと思う。

○オブザーバー（田久保眞紀君）私は反対の立場である。働いてたくさん報酬が欲しいのはもちろん理解できる場所であるが、市内経済の現状を見ると、時給1, 000円ぐらいで募集しているところが多い中、一律でいきなり引き上げるのは、市内経済に対するダメージが大変大きいという部分がある。また、基本的に賃金は需給のバランスで、緩やかに向上していくことが理想あり、政府が、その地域や産業の構造を考慮しないで一律に引き上げるという形で経営介入すべきでなく、自由経済を妨げるという意味で、私は反対をする。

○オブザーバー（重岡秀子君）今かなりの格差が県によってあるため、これを統一していくのはかなり至難の技だと思うが、日本全体の賃金が低すぎるということを考えると、時給1, 500円で、20日間働いても手取りが20万にもならない。そのような状況を踏まえると、思い切って国が主導していかなければならないところへ日本は来てしまっていると思う。確かに飲食店などからは、最低賃金が上がるのは本当に困るという声はいっぱい聞いているが、もちろん支援をしなければ、私も反対である。しかし、それは国に求めるとの記載もある意見書なので、私は賛成する。

○委員長（宮崎雅薫君）ただいまの協議の結果、本意見書案については、全議員からの賛同が得られていない。したがって、本案については、最終本会議に提出しないこととしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会12月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）市議会12月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

(1) 採決の方法についてである。資料４ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は条例１件、補正予算８件の合計９件で、各所管常任委員会または予算・決算特別委員会において、いずれも原案を可決すべしとの決定である。本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第２８号 伊東市消防団条例の一部を改正する条例、市議第３５号 令和６年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、市議第３６号 令和６年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第１号）及び市議第３８号 令和６年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、以上、条例１件及び補正予算３件の計４件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。４件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は２つに分けて行う。まず、市議第２８号の条例１件を、次に、市議第３５号、市議第３６号及び市議第３８号の補正予算３件を一括で、それぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第３４号 令和６年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第２号）、市議第３９号 令和６年度伊東市下水道事業会計補正予算（第２号）及び市議第４０号 令和６年度伊東市水道事業会計補正予算（第１号）、以上、補正予算３件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。３件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、３件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第３７号 令和６年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。

次に、予算・決算特別委員会へ審査を付託した、市議第３３号 令和６年度伊東市一般会計補正予算（第５号）については、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。

続いて、補正予算の決定をいただいた後に、討論、採決を行う扱いとしている、土地の処分に係る単行議案１件及び指定管理者の指定に係る単行議案２件について申し上げる。市議第２９号 土地の処分について、市議第３１号 伊東市立養護老人ホーム及び大池デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び市議第３２号 伊東市老人憩の家城ヶ崎荘及び城ヶ崎デイサービスセンターの指定管理者の指定について、以上、単行議案３件については、去る１２月５日の議案審議において、既に質疑まで終結しているので、１件ずつ上程し、それぞれ討論から入り、挙手による決定をお願いする。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料５ページをご参照願う。市選第３号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について及び市諮第２号 人権擁護委員候補者の推薦につ

いて、以上、人事案２件については１件ずつ上程し、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、それぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、(3) 意見書の取扱いについてである。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、先ほどの協議の結果、全議員からの賛同は得られなかったため、上程を見合わせることにした。

最後に、(4) その他であるが、１点申し上げる。討論を予定されている議員は、会議規則第５２条に基づき、発言通告書を提出するようお願い申し上げます。

以上で、市議会１２月定例会最終日の運営についての説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおりご了承願う。

次に、(4) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおりご了承願う。

そのほかに、市議会１２月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○２番（井戸清司君）指定管理者に関する議案の決定については、補正予算と連動するため、補正予算が決定しないと議決できないが、今回から一般会計補正予算は予算・決算特別委員会に

付託されることとなった。その辺の取扱いについて、我々はどういう認識をすればいいか。

○**事務局長**（富岡 勝君）単行議案については、予算があることが前提の議案になるので、最終本会議については、一般会計補正予算（第5号）の決定をいただいた後に議題として、既に質疑まで終わっているの、討論から入っていただいて、採決をお願いする形になる。

○**委員長**（宮崎雅薫君）予算と関連がある単行議案の場合、以前から、3つの常任委員会の審議が終わってから採決をしていた。今回は、一般会計補正予算が特別委員会に付託されているため、常任委員会に付託された議案の採決と、単行議案の採決の間に、特別委員会に付託された議案の採決を行う。

○**事務局長**（富岡 勝君）委員長が申し上げたとおり、今までは一般会計を常任委員会へ分割付託して、最終本会議で決定していただいていたが、今回から付託先が特別委員会に変わったものの、最終日の審査の流れが変わるものではない。

○**2番**（井戸清司君）指定管理者の決定に関しては、今までは常任委員会の枠の中で行っていたのではないか。

○**事務局長**（富岡 勝君）指定管理者の指定については、単行議案であるので、即決の扱いとなる。しかし、即決の扱いではあるが、一般会計補正予算と関連する場合は、その決定をいただいた後でなければ、指定管理者の指定に関する議案の決定ができないため、議案審議の際に、質疑まで行っている。そのため、委員会付託ではなく、最終本会議において、補正予算の決定をいただいた後、単行議案の決定をする形となる。議案の取扱いには、付託と即決があるが、今回の指定管理者の指定については即決の扱いとなる。

○**2番**（井戸清司君）指定管理者の決定は、本会議場での議案審議の中で質疑まで行っていて、それは、予算・決算特別委員会に付託されてない。その決定は、常任委員会の決定事項であって、基本的に予算の枠は、予算・決算特別委員会であるが、単行議案の枠は、常任委員会の枠か特別委員会の枠として捉えるのか聞きたかった。

○**事務局長**（富岡 勝君）単行議案であるため、委員会に付託をしていない。本会議場で審議、決定していただく形となる。

○**2番**（井戸清司君）常任委員会の枠として捉えなければならない単行議案、という考え方でいいか。

○**事務局長**（富岡 勝君）付託していないので、常任委員会や特別委員会のどちらでもない。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会12月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第３、その他を議題とする。

(1) 次期３月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 次期３月定例会の頭出しについてである。資料６ページをご参照願う。次期定例会の頭出しについては、２月２１日（金）の開会を提案させていただきたいと思う。２月２１日開会となると、２月１４日（金）告示、翌開庁日の１７日（月）議会運営委員会となる。なお、予算大綱質疑の通告期限については、申合せにより、施政方針の説明の日から３開庁日後の正午までとなるので、２７日（木）の正午までとなり、また、一般質問の通告期限は、告示日から大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までとなるので、２６日（水）の正午までとなるところであるが、市長の予定が入っているで、２６日に本会議を開催したいことから、大綱質疑の通告期限の２開庁日前となる２５日（火）の正午までとしたいと思う。申合せよりも１日早い通告期限となるが、ご理解とご協力のほどお願いする。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。以上で説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）３月定例会の最終日がいつになるか説明してもらいたい。

○事務局長（富岡 勝君）３月２４日（月）が最終本会議の予定となっている。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期３月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

次期３月定例会の頭出しについては、説明のとおり２月２１日（金）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。発言を許す。

○オブザーバー（重岡秀子君）職員の不祥事が２件あったが、それについては何らかの説明がされたのか。

○事務局長（富岡 勝君）不祥事の関係については、当局で公表する基準があり、その基準に基づいて情報発信するため、報道等への情報提供したものと、同じ内容を議会にも説明する形になっており、通知を配付させていただいた。

○オブザーバー（重岡秀子君）報道へ情報提供する基準は、どのようになっているのか。

○事務局長（富岡 勝君）詳細な資料が手元にないが、当局で情報発信する基準を定めているため、その基準に基づいて公表している。今回の件についても、既に報道に出ており、個人的には、これ以上のことは過度の制裁になると思う。

○オブザーバー（犬飼このり君）1つお願いであるが、議場の議案審議や委員会での質疑の際に、「なし」の発言が早すぎて、こちらが追いつかないことがある。一呼吸おいてから発言していただけると助かるが、お願いできないか。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。
以上で、日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。
これにて閉会する。

○閉会日時 令和6年12月13日（金）午前10時27分（会議時間27分）

以上の記録を認める。

令和6年12月13日

委員長 宮 崎 雅 薫